

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

(1) 「母子世帯等」 … 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

改正後

(3) (略)

(略)

4 (略)

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	(略)
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	(略)
ウ (略)	0円

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

改正前

(3)「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難いときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

(案)

雇児発第 ※ 号の1  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」  
通知の施行について』の一部改正について

標記の昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』の一部改正新旧対照表

○『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正後	改正前
<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を12区分、定員規模別を16区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本分保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に所在する保育所にあつては、寒冷地加算、北海道に所在する保育所にあつては事務用採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所にあつては単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所にあつては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所にあつては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）にあつては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>（略）</p>	<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を11区分、定員規模別を8区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本分保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に所在する保育所にあつては、寒冷地加算、北海道に所在する保育所にあつては事務用採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所にあつては単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所にあつては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所にあつては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）にあつては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>児童用採暖費加算額又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当級地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておかれないこと。</p> <p>年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人（ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算）並びに調理員等については2人（定員45人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人）とされているのでこれを充足すること。</p> <p>なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。</p>

改正後

2 所長の設置又は未設置の認定について  
(略)

3 民間施設給与等改善費の承認等について

交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらねたいこと。

(1) (略)

改正前

2 所長の設置又は未設置の認定について

(1) 保育単価については、その保育所の長が各月の初日において欠員又は無給であるときは、その人件費を控除した未設置の保育単価が適用されるが、この設置又は未設置であるかどうかの認定は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、おおむね次の基準によらねたいこと。

ア その所長が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合に限り、設置の単価を適用すること。

イ したがって私立保育所において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、保育所長としての職務を行っていないものは欠員とみなして未設置の単価を適用すること。

(2) 保育所長の欠員補充に伴い新たに所長設置の保育単価を適用するにあたっては、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、その保育所の設置者からその旨の申請（保育所名、所長設置の保育単価の適用年月日、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴し、前記(1)の基準に適合しているときは所長設置の保育単価の適用の決定を行い、欠員補充された日の属する月の翌月（月初日に欠員補充された場合はその月）から所長設置の保育単価の適用承認を行うこととする。

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、所長設置の保育単価が適用されている保育所については、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の基準に適合しなくなった場合には、(1)の基準に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適用しなくなった場合はその月）から未設置の単価の適用を行うこととする。

3 民間施設給与等改善費の承認等について

交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらねたいこと。

(1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。

改正後

改正前

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

- (7) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。
- (イ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものとする。
- (ウ) その保育所の職員1人当たり平均勤続年数は(7)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。
- (エ) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があつても適用の変更は行わないものであること。
- (2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(2) (略)

改正後

(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとする。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

改正前

(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の4の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「3 運営費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとする。

(4) また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。

(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。

(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ(指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を徴すること。)、いずれかの加算率の適用に該当するかの承認を行い、市町村長に通知する措置を講ずること。市長村長は、その内容を保育所の設置者に通知すること。

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

改正後

- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) (略)

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) (略)

改正前

- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）



改正後

6 保育単価の予算措置等について  
(略)

第2 徴収金(保育料)基準額について  
(略)

改正前

6 保育単価の予算措置等について

保育単価は、最低基準を維持するのに必要な最低の経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を各月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事は、毎年度当初において、管下市町村の予算書抄本を徴する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切なる指導を加えられたいこと。

なお、この費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は遅くともその月中に精算支弁するように、月途中入退所については市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。

第2 徴収金(保育料)基準額について

1 交付要綱の第4に定める徴収金(保育料)基準額の算定については、市町村において適正かつ簡明に行えるよう各月初日の入所児童の属する世帯を課税額等の状況に応じ区分し、それぞれ入所児童1人当たりの基準額をさだめていること。

入所児童の属する世帯の課税額等の確認については、関係機関との連携を密にして、誤りなきを期するよう指導することはもちろんであるが、各市町村における各階層区分の確認の適否は、直ちに国庫負担に重大な影響をもたらすこととなるので、指導監査等を通じて、とくにこの点の状況を厳密に監督することとされたいこと。

2 その世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

ただし、私立認定保育所については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の法第24条第2項に規定する保育の実施に係る児童の保護者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

改正後

改正前

- 3 その世帯の階層区分の確認は次によらねたいこと。
- ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所等において行うこと。
  - イ 前年度分市長村民税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課の資料等に基づいて行うこと。
  - ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課又は税務署において行うこと。
  - エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者の印を押印すること。  
 なお、課税状況の確認を証明書を徴して行うこととしている場合においては、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を徴すること。
  - オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって1月ないし3月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものであること。

第3 保育所における運営費の経理について  
(略)

第3 保育所における運営費の経理について  
 保育所における運営費の経理については、別に定めるところによること。

(案)

雇 児 保 発 第 ※ 号  
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿  
中核市

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等  
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

- (1) 社会保険料事業主負担金  
厚生年金保険料等の改定に伴う引き上げ
- (2) 地域手当  
人事院規則による支給割合の改正等に伴う改正
- (3) 職員健康管理費 5,337円 → 5,417円

2 加算単価関係

主任保育士の専任加算  
1 施設年額 2,971,158円 → 2,975,229円

3 その他

今回の改正により保育単価等の定員区分が細分化されたところであるが、定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される予定であるので留意すること。

第2 平成21年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調 整 数	基 本 額
所 長	( 福 ) 2-33	253,800円	—	—
主任保育士	( 福 ) 2-17	230,112円	1	9,325円
保 育 士	( 福 ) 1-29	195,228円	1	7,800円
調 理 員 等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

- (注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

## 保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	円
		1, 2 歳 児	12,686
		3 歳 児	7,543
		4 歳 以上 児	3,942
	未 設 置	乳 児	3,428
		1, 2 歳 児	12,539
		3 歳 児	7,396
		4 歳 以上 児	3,795
41人 から 45人 まで	設 置	乳 児	3,281
		1, 2 歳 児	12,640
		3 歳 児	7,497
		4 歳 以上 児	3,896
	未 設 置	乳 児	3,382
		1, 2 歳 児	12,509
		3 歳 児	7,366
		4 歳 以上 児	3,765
46人 から 50人 まで	設 置	乳 児	3,251
		1, 2 歳 児	12,713
		3 歳 児	7,570
		4 歳 以上 児	3,969
	未 設 置	乳 児	3,455
		1, 2 歳 児	12,595
		3 歳 児	7,452
		4 歳 以上 児	3,851
51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	3,337
		1, 2 歳 児	12,247
		3 歳 児	7,104
		4 歳 以上 児	3,503
	未 設 置	乳 児	2,989
		1, 2 歳 児	12,149
		3 歳 児	7,006
		4 歳 以上 児	3,405
61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	2,891
		1, 2 歳 児	11,988
		3 歳 児	6,845
		4 歳 以上 児	3,244
	未 設 置	乳 児	2,730
		1, 2 歳 児	11,905
		3 歳 児	6,762
		4 歳 以上 児	3,161
71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	2,647
		1, 2 歳 児	11,798
		3 歳 児	6,655
		4 歳 以上 児	3,054
	未 設 置	乳 児	2,540
		1, 2 歳 児	11,725
		3 歳 児	6,582
		4 歳 以上 児	2,981
81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	2,467
		1, 2 歳 児	11,647
		3 歳 児	6,504
		4 歳 以上 児	2,903
	未 設 置	乳 児	2,389
		1, 2 歳 児	11,582
		3 歳 児	6,439
		4 歳 以上 児	2,838
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	2,324
		1, 2 歳 児	11,217
		3 歳 児	6,074
		4 歳 以上 児	2,473
	未 設 置	乳 児	1,959
		1, 2 歳 児	11,159
		3 歳 児	6,016
		4 歳 以上 児	2,415
		1,901	

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月 の年齢 区分	日 童 分	管理費
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	11,149	
		1, 2 歳 児	6,006	
		3 歳 児	2,405	
	未 設 置	4 歳 以 上 児	1,891	
		乳 児	11,096	
		1, 2 歳 児	5,953	
111人 から 120人 まで	設 置	3 歳 児	2,352	
		4 歳 以 上 児	1,838	
		乳 児	11,090	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,947	
		3 歳 児	2,346	
		4 歳 以 上 児	1,832	
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	11,041	
		1, 2 歳 児	5,898	
		3 歳 児	2,297	
	未 設 置	4 歳 以 上 児	1,783	
		乳 児	11,040	
		1, 2 歳 児	5,897	
131人 から 140人 まで	設 置	3 歳 児	2,296	
		4 歳 以 上 児	1,782	
		乳 児	10,995	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,852	
		3 歳 児	2,251	
		4 歳 以 上 児	1,737	
141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	10,999	
		1, 2 歳 児	5,856	
		3 歳 児	2,255	
	未 設 置	4 歳 以 上 児	1,741	
		乳 児	10,957	
		1, 2 歳 児	5,814	
151人 から 160人 まで	設 置	3 歳 児	2,213	
		4 歳 以 上 児	1,699	
		乳 児	10,965	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,822	
		3 歳 児	2,221	
		4 歳 以 上 児	1,707	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	10,926	
		1, 2 歳 児	5,783	
		3 歳 児	2,182	
	未 設 置	4 歳 以 上 児	1,668	
		乳 児	10,932	
		1, 2 歳 児	5,789	
171人 以上	設 置	3 歳 児	2,188	
		4 歳 以 上 児	1,674	
		乳 児	10,896	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,753	
		3 歳 児	2,152	
		4 歳 以 上 児	1,638	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	10,905	
		1, 2 歳 児	5,762	
		3 歳 児	2,161	
	未 設 置	4 歳 以 上 児	1,647	
		乳 児	10,871	
		1, 2 歳 児	5,728	
171人 以上	設 置	3 歳 児	2,127	
		4 歳 以 上 児	1,613	
		乳 児	10,882	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,739	
		3 歳 児	2,138	
		4 歳 以 上 児	1,624	
未 設 置	乳 児	10,849		
	1, 2 歳 児	5,706		
	3 歳 児	2,105		
		4 歳 以 上 児	1,591	

(案)

雇児発第 ※ 号の2  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

別 紙

小規模保育所適用保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄) 円			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
17/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	227,400	26,140	21,780	17,420	8,710
			1, 2 歳 児	156,000	17,570	14,640	11,700	5,850
		未 設 置	3 歳 児	102,940	11,570	9,640	7,710	3,850
			4 歳 以上 児	95,800	10,720	8,930	7,140	3,570
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	201,780	23,060	19,220	15,370	7,680
			1, 2 歳 児	130,380	14,490	12,080	9,650	4,820
		未 設 置	3 歳 児	77,320	8,490	7,080	5,660	2,820
			4 歳 以上 児	70,180	7,640	6,370	5,090	2,540
14/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	203,220	23,230	19,360	15,490	7,740
			1, 2 歳 児	131,820	14,660	12,220	9,770	4,880
		未 設 置	3 歳 児	78,760	8,660	7,220	5,780	2,880
			4 歳 以上 児	71,620	7,810	6,510	5,210	2,600
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	186,150	21,190	17,650	14,120	7,060
			1, 2 歳 児	114,750	12,620	10,510	8,400	4,200
		未 設 置	3 歳 児	61,690	6,620	5,510	4,410	2,200
			4 歳 以上 児	54,550	5,770	4,800	3,840	1,920
12/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	222,510	25,540	21,280	17,030	8,510
			1, 2 歳 児	152,750	17,170	14,310	11,450	5,720
		未 設 置	3 歳 児	100,830	11,310	9,420	7,540	3,760
			4 歳 以上 児	93,860	10,480	8,730	6,990	3,490
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	197,540	22,550	18,790	15,030	7,510
			1, 2 歳 児	127,780	14,180	11,820	9,450	4,720
		未 設 置	3 歳 児	75,860	8,320	6,930	5,540	2,760
			4 歳 以上 児	68,890	7,490	6,240	4,990	2,490
11/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	198,850	22,700	18,920	15,130	7,560
			1, 2 歳 児	129,090	14,330	11,950	9,550	4,770
		未 設 置	3 歳 児	77,170	8,470	7,060	5,640	2,810
			4 歳 以上 児	70,200	7,640	6,370	5,090	2,540
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	182,210	20,710	17,250	13,800	6,900
			1, 2 歳 児	112,450	12,340	10,280	8,220	4,110
		未 設 置	3 歳 児	60,530	6,480	5,390	4,310	2,150
			4 歳 以上 児	53,560	5,650	4,700	3,760	1,880
10/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	219,240	25,160	20,970	16,760	8,380
			1, 2 歳 児	150,580	16,920	14,100	11,270	5,630
		未 設 置	3 歳 児	99,420	11,150	9,290	7,420	3,710
			4 歳 以上 児	92,560	10,330	8,610	6,880	3,440
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	194,720	22,210	18,510	14,800	7,400
			1, 2 歳 児	126,060	13,970	11,640	9,310	4,650
		未 設 置	3 歳 児	74,900	8,200	6,830	5,460	2,730
			4 歳 以上 児	68,040	7,380	6,150	4,920	2,460
9/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	195,930	22,360	18,630	14,900	7,450
			1, 2 歳 児	127,270	14,120	11,760	9,410	4,700
		未 設 置	3 歳 児	76,110	8,350	6,950	5,560	2,780
			4 歳 以上 児	69,250	7,530	6,270	5,020	2,510
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	179,580	20,400	17,000	13,590	6,790
			1, 2 歳 児	110,920	12,160	10,130	8,100	4,040
		未 設 置	3 歳 児	59,760	6,390	5,320	4,250	2,120
			4 歳 以上 児	52,900	5,570	4,640	3,710	1,850
8/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	217,610	24,960	20,800	16,630	8,310
			1, 2 歳 児	149,490	16,780	13,980	11,180	5,580
		未 設 置	3 歳 児	98,720	11,060	9,220	7,370	3,680
			4 歳 以上 児	91,910	10,250	8,540	6,830	3,410
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	193,310	22,040	18,370	14,690	7,340
			1, 2 歳 児	125,190	13,860	11,550	9,240	4,610
		未 設 置	3 歳 児	74,420	8,140	6,790	5,430	2,710
			4 歳 以上 児	67,610	7,330	6,110	4,890	2,440
7/100 地域	設 置	乳 児	194,480	22,180	18,490	14,780	7,390	
		1, 2 歳 児	126,360	14,000	11,670	9,330	4,660	
	未 設 置	3 歳 児	75,590	8,280	6,910	5,520	2,760	
		4 歳 以上 児	68,780	7,470	6,230	4,980	2,490	
6/100 地域	設 置	乳 児	178,270	20,240	16,870	13,480	6,740	
		1, 2 歳 児	110,150	12,060	10,050	8,030	4,010	
	未 設 置	3 歳 児	59,380	6,340	5,290	4,220	2,110	
		4 歳 以上 児	52,570	5,530	4,610	3,680	1,840	



その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
10/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	215,990	24,760	20,640	16,510	8,250
			1, 2歳児	148,410	16,650	13,880	11,100	5,550
			3歳児	98,020	10,980	9,150	7,320	3,660
			4歳以上児	91,270	10,170	8,480	6,780	3,390
	未設置	乳児	191,900	21,870	18,230	14,580	7,280	
		1, 2歳児	124,320	13,760	11,470	9,170	4,580	
		3歳児	73,930	8,090	6,740	5,390	2,690	
		4歳以上児	67,180	7,280	6,070	4,850	2,420	
21人 から 30人 まで	設 置	乳児	193,020	22,010	18,340	14,670	7,330	
		1, 2歳児	125,440	13,900	11,580	9,260	4,630	
		3歳児	75,050	8,230	6,850	5,480	2,740	
		4歳以上児	68,300	7,420	6,180	4,940	2,470	
未設置	乳児	176,960	20,080	16,730	13,390	6,690		
	1, 2歳児	109,380	11,970	9,970	7,980	3,990		
	3歳児	58,990	6,300	5,240	4,200	2,100		
	4歳以上児	52,240	5,490	4,570	3,660	1,830		
9/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	214,350	24,560	20,470	16,380	8,180
			1, 2歳児	147,320	16,520	13,770	11,010	5,500
			3歳児	97,320	10,890	9,080	7,260	3,620
			4歳以上児	90,620	10,090	8,410	6,730	3,360
	未設置	乳児	190,480	21,700	18,080	14,470	7,230	
		1, 2歳児	123,450	13,660	11,380	9,100	4,550	
		3歳児	73,450	8,030	6,690	5,350	2,670	
		4歳以上児	66,750	7,230	6,020	4,820	2,410	
21人 から 30人 まで	設 置	乳児	191,560	21,830	18,190	14,550	7,270	
		1, 2歳児	124,530	13,790	11,490	9,180	4,590	
		3歳児	74,530	8,160	6,800	5,430	2,710	
		4歳以上児	67,830	7,360	6,130	4,900	2,450	
未設置	乳児	175,640	19,920	16,600	13,280	6,630		
	1, 2歳児	108,610	11,880	9,900	7,910	3,950		
	3歳児	58,610	6,250	5,210	4,160	2,070		
	4歳以上児	51,910	5,450	4,540	3,630	1,810		
8/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	212,720	24,380	20,310	16,250	8,120
			1, 2歳児	146,240	16,400	13,660	10,930	5,460
			3歳児	96,610	10,810	9,010	7,210	3,600
			4歳以上児	89,970	10,020	8,350	6,680	3,340
	未設置	乳児	189,070	21,540	17,940	14,350	7,170	
		1, 2歳児	122,590	13,560	11,290	9,030	4,510	
		3歳児	72,960	7,970	6,640	5,310	2,650	
		4歳以上児	66,320	7,180	5,980	4,780	2,390	
21人 から 30人 まで	設 置	乳児	190,100	21,660	18,040	14,440	7,210	
		1, 2歳児	123,620	13,680	11,390	9,120	4,550	
		3歳児	73,990	8,090	6,740	5,400	2,690	
		4歳以上児	67,350	7,300	6,080	4,870	2,430	
未設置	乳児	174,330	19,770	16,470	13,170	6,580		
	1, 2歳児	107,850	11,790	9,820	7,850	3,920		
	3歳児	58,220	6,200	5,170	4,130	2,060		
	4歳以上児	51,580	5,410	4,510	3,600	1,800		
7/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	211,090	24,180	20,140	16,110	8,050
			1, 2歳児	145,160	16,260	13,550	10,830	5,410
			3歳児	95,920	10,730	8,930	7,140	3,570
			4歳以上児	89,330	9,940	8,280	6,620	3,310
	未設置	乳児	187,650	21,370	17,800	14,240	7,110	
		1, 2歳児	121,720	13,450	11,210	8,960	4,470	
		3歳児	72,480	7,920	6,590	5,270	2,630	
		4歳以上児	65,890	7,130	5,940	4,750	2,370	
21人 から 30人 まで	設 置	乳児	188,640	21,480	17,900	14,320	7,150	
		1, 2歳児	122,710	13,560	11,310	9,040	4,510	
		3歳児	73,470	8,030	6,690	5,350	2,670	
		4歳以上児	66,880	7,240	6,040	4,830	2,410	
未設置	乳児	173,010	19,610	16,330	13,070	6,530		
	1, 2歳児	107,080	11,690	9,740	7,790	3,890		
	3歳児	57,840	6,160	5,120	4,100	2,050		
	4歳以上児	51,250	5,370	4,470	3,580	1,790		

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					6/100 地域	20人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	186,240 120,850 71,990 65,460	21,190 13,340 7,850 7,070	17,660 11,120 6,540 5,890	14,120 8,890 5,230 4,710	7,050 4,440 2,610 2,350
	21人から30人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	187,180 121,790 72,930 66,400	21,310 13,460 7,970 7,190	17,760 11,220 6,640 5,990	14,200 8,970 5,310 4,790	7,090 4,480 2,650 2,390
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	171,700 106,310 57,450 50,920	19,450 11,600 6,110 5,330	16,210 9,670 5,090 4,440	12,960 7,730 4,070 3,550	6,470 3,860 2,030 1,770
5/100 地域	20人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	207,830 142,980 94,510 88,030	23,780 16,000 10,550 9,780	19,820 13,330 8,790 8,150	15,850 10,660 7,030 6,520	7,920 5,330 3,510 3,260
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	184,830 119,980 71,510 65,030	21,020 13,240 7,790 7,020	17,520 11,030 6,490 5,850	14,010 8,820 5,190 4,680	7,000 4,410 2,590 2,340
	21人から30人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	185,730 120,880 72,410 65,930	21,130 13,350 7,900 7,130	17,610 11,120 6,580 5,940	14,080 8,890 5,260 4,750	7,030 4,440 2,620 2,370
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	170,390 105,540 57,070 50,590	19,290 11,510 6,060 5,290	16,080 9,590 5,050 4,410	12,860 7,670 4,040 3,530	6,420 3,830 2,010 1,760
3/100 地域	20人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	204,570 140,820 93,110 86,740	23,390 15,740 10,390 9,630	19,490 13,110 8,650 8,020	15,590 10,490 6,930 6,420	7,790 5,240 3,460 3,210
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	182,000 118,250 70,540 64,170	20,680 13,030 7,680 6,920	17,240 10,860 6,400 5,770	13,780 8,680 5,120 4,610	6,880 4,330 2,550 2,300
	21人から30人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	182,810 119,060 71,350 64,980	20,780 13,130 7,780 7,020	17,320 10,940 6,480 5,850	13,850 8,750 5,190 4,680	6,920 4,370 2,590 2,340
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	167,770 104,020 56,310 49,940	18,970 11,320 5,970 5,210	15,810 9,430 4,970 4,340	12,640 7,540 3,980 3,470	6,310 3,760 1,980 1,730
その他 地域	20人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	199,670 137,560 91,000 84,790	22,800 15,350 10,130 9,390	19,000 12,790 8,450 7,830	15,200 10,230 6,750 6,260	7,600 5,110 3,370 3,130
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	177,760 115,650 69,090 62,880	20,180 12,730 7,510 6,770	16,810 10,600 6,260 5,640	13,450 8,480 5,000 4,510	6,720 4,230 2,490 2,250
	21人から30人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	178,430 116,320 69,760 63,550	20,260 12,810 7,590 6,850	16,870 10,660 6,320 5,700	13,500 8,530 5,050 4,560	6,750 4,260 2,520 2,280
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	163,830 101,720 55,160 48,950	18,500 11,050 5,830 5,090	15,410 9,200 4,860 4,240	12,330 7,360 3,880 3,390	6,160 3,670 1,930 1,690

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	管理費
20人まで	設 置	乳 児	14,635
		1, 2	9,492
		3 歳	5,891
		4 歳以	5,377
	未 設 置	乳 児	14,342
		1, 2	9,199
		3 歳	5,598
		4 歳以	5,084
21人から30人まで	設 置	乳 児	13,246
		1, 2	8,103
		3 歳	4,502
		4 歳以	3,988
	未 設 置	乳 児	13,051
		1, 2	7,908
		3 歳	4,307
		4 歳以	3,793

(案)

雇児発第 ※ 号の3  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	15,440	1,100	910	730	360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	12,380	730	610	480	240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,280	円 550	円 450	円 360	円 180
	3歳以上児	10,850	550	450	360	180
41人から 45人まで	3歳未満児	円 8,770	円 480	円 400	円 320	円 160
	3歳以上児	10,340	480	400	320	160
46人から 50人まで	3歳未満児	円 8,360	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	9,930	440	360	290	140
50人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	9,320	360	300	240	120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,320	円 310	円 260	円 200	円 100
	3歳以上児	8,880	310	260	200	100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 6,990	円 270	円 220	円 180	円 90
	3歳以上児	8,550	270	220	180	90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	8,300	240	200	160	80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	6,263

(案)

雇児発第 ※ 号  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所への入所の円滑化について」の一部改正について

標記の平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号）の一部改正新旧対照表

○保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）厚生省児童家庭局保育課長通知

改正後	改正前
<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、<u>定員の見直し等に取り組むこと</u>。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の<u>2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。</u> また、<u>保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行ったところであり、定員については入所児童数に応じて見直しを行うこと。</u></p> <p>(一) 市町村において待機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 略</p> <p style="text-align: center;">ア 略</p>	<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、<u>定員の見直し等に積極的に取り組むこと</u>。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の<u>3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。</u></p> <p>(一) <u>原則として</u>、市町村において待機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内とする。 ただし、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、 ア 休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合</p>

改正後

改正前

イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半（10月以降）は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。  
 なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。  
 また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。

(三) 略

二 私的契約児の入所について  
略

三 その他

- (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないようすること。
- (二) 前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整することがないようすること。
- (三) 略

イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半（10月以降）は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。  
 なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。  
 また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、まず定員の見直しに取り組むべきものであるが、見直しが困難である場合には、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。

- (三) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。

二 私的契約児の入所について

私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。

三 その他

- (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう十分留意すること。
- (二) 都道府県知事は、該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見通し等に関し、市町村長の意見を求めること。



改正後	改正前
<p>(四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合って行われる必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(五) 略</p> <p>(六) 本通知は、平成21年4月1日から適用するものである。  <u>なお、一における定員を超えている状況が恒常的に亘る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用とする。</u>  <u>ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の場合には定員の見直しに取り組むこと。</u>  (削除)</p>	<p>(三) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合って行われる必要はなく、また、<u>定員の増員後、</u>地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(四) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難しい場合等があるときには随時当省に協議されたいこと。</p> <p>(五) 本通知は、平成11年4月1日から適用するものであるが、平成11年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。</p> <p>(六) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。</p>

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0609001号 平成20年6月9日 (雇児発第*****号 平成21年*月*日 一部改正)</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。 そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成21年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。 あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一時預かり事業</li> <li>2 特定保育事業</li> <li>3 休日・夜間保育事業</li> <li>4 病児・病後児保育事業</li> <li>5 待機児童解消促進等事業</li> <li>6 保育環境改善等事業</li> </ol>	<p style="text-align: right;">雇児発第0609001号 平成20年6月9日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。 そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。 あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一時・特定保育等事業</li> <li>2 休日・夜間保育事業</li> <li>3 病児・病後児保育事業</li> <li>4 待機児童解消促進等事業</li> <li>5 保育環境改善等事業</li> </ol>

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時預かり事業実施要綱（別添1）
- 2 特定保育事業実施要綱（別添2）
- 3 休日・夜間保育事業実施要綱（別添3）
- 4 病児・病後児保育事業実施要綱（別添4）
- 5 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添5）
- 6 保育環境改善等事業実施要綱（別添6）

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時・特定保育等事業実施要綱（別添1）
- 2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）
- 3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）
- 4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）
- 5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）

(別添1)

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業

(2) 地域密着型

法第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

(3) 地域密着Ⅱ型（(2)に類するもの）

法第6条の2第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

5 実施要件

(1) 保育所型及び地域密着型

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の7各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

(2) 地域密着Ⅱ型

① 規則第36条の7第1項、第4項の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

② 規則第36条の7第2項の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこととする。ただし、乳幼児の保育について経験豊

(別添1)

一時・特定保育等事業実施要綱

1 一時保育促進事業

(1) 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象とならない就学前児童とする。

(4) 実施要件

① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。

② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。

また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。

③ 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。

(5) 留意事項

① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。

② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）を参考とすること。

(6) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

富な保育士を1名以上配置すること。

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。

- ③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の7第3項の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

## 6 事業の実施手続

### (1) 保育所型及び地域密着型

法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

### (2) 地域密着Ⅱ型

- ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

## 7 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

- (2) 規則第36条の7第5項に規定に基づき、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

また、地域密着Ⅱ型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

## 2 特定保育事業

### (1) 事業の目的

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。

こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

### (3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。  
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

#### (4) 実施要件

- ① 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。  
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていなければ、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。
- ② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。  
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。  
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
- ③ 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
- ④ 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

#### (5) 留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- ② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

#### (6) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

#### (7) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

### 3. 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

#### (1) 事業の目的

子育て家庭においては、通院、社会参加活動、育児疲れ等による心理的・肉体的負担の軽減等のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。

こうした保育需要に対応するため、駅周辺等の利便性の高い場所において、必要な時間だけ児童の預かりを行うことで、安心して子育てができる環境を整備するとともに、多様な実施主体による利便性の高い場所での保育サービスの提供について、事業の効率性や安全性等に

ついて検証することを目的とする。

- (2) 実施主体  
実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。
- (3) 対象児童  
本事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
- (4) 実施要件
  - ① 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する者（以下「担当者」という。）を配置すること。  
ただし、担当者の数は全体で2名を下回らないこと。
  - ② 担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
  - ③ ②により、保育士資格を有していない者を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない。
  - ④ 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。また、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
  - ⑤ 市町村は本事業に関する実績等について別紙2の内容により報告すること。
- (5) 留意事項
  - ① 店舗の顧客など利用者を特定の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な事業実施に努めること。
  - ② 日々変動する利用児童数に対応するため、担当者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。
  - ③ 利用手続についても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務を効率的に行うこと。
  - ④ 初めて利用する児童の情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として事業実施に努めること。
  - ⑤ 緊急の利用申込みにも対応できる実施体制の確保に努めること。
  - ⑥ 児童の急病、事故等の緊急時の対応方法について事前に定めるなど、安全な実施体制を確保すること。
  - ⑦ 職員配置、備品、保育材料等について、児童の援助に支障がないよう十分に留意すること。
- (6) 事業の実施手続
  - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
  - ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
  - ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
    - ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
    - イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。  
また、時間単位での利用が可能となるように利用料の設定を行うこと。

#### 4 地域保育資源活用事業

##### (1) 事業の目的

多様な保育ニーズに対応するために、保育所においては、休日保育、時間外保育、病児・病後児保育などの取組を推進しているところであるが、今般、地域の民間保育資源である事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者の子を保育するために事業所の敷地内等に設置する施設。以下同じ。）を有効に活用することとし、当該施設において地域の児童を休日・時間外に保育する事業、及び地域の児童が病気の際に保育する事業を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

##### (2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を事業所内保育施設を経営する事業主に委託できるものとする。

##### (3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

###### ① 休日保育事業

事業所内保育施設において、休日（日曜・国民の祝日）に児童の保育を行う事業。

###### ② 時間外保育事業

事業所内保育施設において、近隣の認可保育所の閉所後（時間外）に、児童の保育を行う事業

###### ③ 病児・病後児保育事業

事業所内保育施設において、病中・病後の児童を保育する事業。

##### (4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

なお、地域の児童のみならず、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、本事業の対象とすることができるものとする。

ただし、(財)21世紀職業財団福祉関係業務規程（平成7年10月1日規程第1号）第3章の規定による育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）支給要領（平成9年4月1日要領第3号）に基づく事業所内託児施設設置・運営コースで整備した施設であって、現に運営費を受給している場合には、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）については、本事業の対象外とする。

① 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であって、別添2「休日・夜間保育事業」を実施する保育所が近隣にない等の理由により、休日における保育所の利用が困難な児童

② 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であって、別添2「休日・夜間保育事業」を実施する保育所が近隣にない等の理由により、認可保育所の閉所後（時間外）において保育所の利用が困難な児童

③ 就学前児童であって、別添3「病児・病後児保育事業」を実施す



(別添2)

特定保育事業実施要綱

1 事業の目的

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。  
こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定による保育の実施の対象となら

る施設が近隣にない等の理由により、病児・病後児保育事業の利用が困難な児童

(5) 実施要件

① 休日保育事業・時間外保育事業

- ア 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
- イ 保育室等の面積は、最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる面積が確保されていること。
- ウ 地域の児童を3名以上受け入れるとともに、当該事業所の労働者の子と合わせて利用児童数が10名以上とすること。
- エ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。

② 病児・病後児保育事業

- ア 事業を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下、「看護師等」という。)を1名以上配置することとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とすること。
- イ 医務室、余裕スペース等で衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所を確保すること。
- ウ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。

(6) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
  - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

ない就学前児童とする。

ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

#### 4 実施要件

- (1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。  
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。
- (2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。  
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。  
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
- (3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
- (4) 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

#### 5 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

#### 6 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

#### 7 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(別添3)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 休日保育事業

(1) 略

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

(3) 略

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。

② 略

③ 略

④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設であって、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）

(5) 略

(6) 略

(別添2)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 休日保育事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下、「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。

こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とする。

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所を指定して実施すること。

② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。

ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。

③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

## 2 夜間保育推進事業

### (1) 略

### (2) 実施主体

実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。

### (3) 実施要件

本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。

- ① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
- ② 略

③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であると市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。  
(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

### (4) 略

### (5) 略

## 2 夜間保育推進事業

### (1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。  
こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

### (3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。

- ① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
- ② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業

### (4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

### (5) 費用

- 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(別添 1)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添 3)

病児・病後児保育事業実施要綱

- 1 事業の目的  
保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。  
こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体  
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。
- 3 事業類型  
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
  - (1) 病児対応型  
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
  - (2) 病後児対応型  
児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
  - (3) 体調不良児対応型  
児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業
- 4 対象児童  
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
  - (1) 病児対応型  
当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
  - (2) 病後児対応型  
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）
  - (3) 体調不良児対応型  
事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

④ 略

⑤ 略

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

② 略

③ 略

(3) 略

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

- ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。

- ② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

- ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

- ④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

- ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

## 6 実施方法

### (1) 略

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

### (3) 略

## 7 (略)

## 8 (略)

## 6 実施方法

(1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れの決定を行うこと。

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙3様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

## 7 留意事項

### (1) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

④ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・囑託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

### (2) 感染の防止

① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。

③ 体調不良児対応型を実施する場合においては、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

## 8 事業の実施手続

(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

9 (略)

9 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

10 経過措置

- (1) 病児対応型及び病後児対応型については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。
- (2) 従来の派遣型一時保育及び施設型（C型）の実施施設については、当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。



(別添5)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 実施要件

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を参考とすること。

⑧ 略

(別添4)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。

こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設（以下「送迎保育ステーション」という。）において、保育所が開所するまでの間、児童を保育するとともに、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、本事業を保育所を運営する者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。

また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。

② 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎する際は保育士1人以上（運転手を除く。）をそれぞれ配置すること。

③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。

⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置（いわゆる「チャイルドシート」）を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。

⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を整えておくこと。

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）を参考とすること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経

⑦ 略

(5) 略

(6) 略

2 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 略

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは最低基準第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を経営する者に委託するものとする。

③ 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

ア 個人実施型保育

家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、3歳未満の児童（以下「低年齢児」という。）を保育する事業

イ 保育所実施型保育

費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

⑨ 本事業に支障のない範囲で、保育所又は放課後児童クラブ閉所後に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受け入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施できるものとする。この場合、放課後児童クラブの閉所後の利用児童については、小学校3年生までの児童を対象とする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

③ 本事業については、対象経費に建物の賃借料（敷金を除く。）を含むことができるものとする。

2 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の資格を有する者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の児童の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所を経営する者に委託するものとする。

③ 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

ア 個人実施型保育

家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、3歳未満の児童（以下「低年齢児」という。）を保育する事業

イ 保育所実施型保育

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④ 略

⑤ 実施要件

ア 略

イ 略

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

- a 保育士又は看護師の資格を有すること。
- b 保育所若しくは家庭的保育事業における保育の経験を通算して10年以上有すること又は保育所において主任保育士の経験を有すること。
- c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことができるよう、アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所（家庭的保育者が事業を実施する場所を含む。）を確保すること。

エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④ 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

- ア 個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる低年齢児とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある児童を除く。なお、現に本事業において保育されている児童が年度途中で3歳に達した場合は、当該年度末まで対象とすることができる。
- イ 保育所実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。

⑤ 実施要件

ア 本事業の実施場所については、次のとおりとする。

- a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するのに適切と市町村が認めた場所とすること。
- b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。
- c 児童を保育するための専用の部屋の床面積は、9.9平方メートル以上とし、採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること。
- d 衛生的な調理設備を有すること。
- e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内等の開かれた空間があること。

イ 家庭的保育者等の資格要件は次のとおりとする。

- a 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。
- b 家庭的保育者自身に、養育する就学前児童がいない又は介護を必要とする同居親族等がいないこと。
- c 補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とする。

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

- a 保育士又は看護師の資格を有すること。
- b 保育所又は家庭的保育事業における保育の経験を10年以上有すること、又は保育所において主任保育士の経験を有すること。
- c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に家庭的保育者に代わり児童の保育を行うための、アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所を有すること。

エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

- a 本事業を実施する市町村内において、保育所入所を待機している低年齢児がいること。

- a 本事業を実施する市町村内において、0歳児保育を行う保育所等があること。
- b 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。
- c 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。
- d 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- e 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- f 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- g 賠償責任保険に加入すること。

オ 略

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。  
ア 略

イ 略

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで利用児童の送迎を行うこと。  
なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- b 本事業を実施する市町村内において、0歳児保育を行う保育所があること。
- c 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。
- d 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。
- e 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- f 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- g 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- h 賠償責任保険に加入すること。

オ 保育所実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

- a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。
- b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。
- c 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所に配置すること。
- d 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- e 賠償責任保険に加入すること。

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

ア 児童の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

イ 家庭的保育の申込みを代行するとともに、市町村により保育に欠ける認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

エ 略

オ 略

カ 略

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、児童の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 略

ケ 略

⑦ 略

⑧ 略

エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

オ 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な保育が行われるよう、保育内容の計画・管理に努めること。

カ 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等を行うこと。

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に保育所に招いたり、児童の健康診断を保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。

ケ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割  
家庭的保育支援者は、主に⑥のイ、エ、オ及びクの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ 留意事項  
ア 本事業に従事する者（家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等）は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。

ウ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

エ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の児童を保育するのみの事業は対象とならないこと。

オ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。

カ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。

キ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

## (2) 家庭的保育者等研修

① 事業の目的  
家庭的保育者の孤立化の防止、家庭的保育者及び家庭的保育支援者の交流や資質向上等のため、市町村が研修、連絡会議等（以下「研修等」という。）を実施することで、家庭的保育事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

3 認可化移行促進事業

(1) 略

(2) 略

(3) 実施要件

① 略

② 実施主体  
実施主体は、市町村とする。

③ 対象者  
本事業の対象となる者は、家庭的保育者及び家庭的保育支援者とする。

④ 実施要件  
ア 本事業の実施に当たり、以下のような研修等を実施すること。  
a 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者等を招いて定期的に実施する講習、研修  
b 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に実施する情報連絡会議  
イ 研修等は、年間6回以上開催すること。  
ウ 研修等の当日は、連携保育所又は実施保育所における保育の実施や家庭的保育支援者による家庭的保育の実施等といった代替措置をとるよう市町村、連携保育所、実施保育所等は調整するものとし、できる限り利用者へ支障のないよう配慮すること。  
エ 家庭的保育者が研修等に参加することより、当日の家庭的保育を休止すること、又は普段と異なる家庭的保育者が保育すること、あるいは普段と異なる場所等において家庭的保育を実施すること等について、事前に保護者に連絡の上、了解を得ること。

(3) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。  
② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(4) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  
ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業  
イ 指定都市及び中核市が実施する事業  
② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

3 認可化移行促進事業

(1) 事業の目的  
希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、認可外保育施設に対して認可保育所へ移行するために必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できるよう支援することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体  
実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。

(3) 実施要件  
① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協議のうえ、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定するこ

- ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。
  - ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童が多く存在する地域に所在している施設であること。
  - イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。
  - ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確保している施設であること。
  - エ 本事業及び本通知の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。
  - オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。

② 略

④ 略

③ 略

- と。
- ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。
  - ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童が多く存在する地域に所在している施設であること。
  - イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。
  - ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確保している施設であること。
  - エ 本事業及び本通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。
  - オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。

③ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。

- ア 保育の内容についての支援・指導・確認  
保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言指導
- イ 施設運営についての支援・指導・確認  
専門家による帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助言指導
- ウ 児童の健康管理についての支援・指導・確認  
健康診断の実施に関する助言指導や保健師等による相談指導の実施
- エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認  
栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての助言指導
- オ 関係法令遵守のための支援・指導・確認  
用途変更手続きが必要な場合の専門家の助言指導や耐震診断の実施
- カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・確認

④ 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。

- ア 目標年次
- イ 認可されるために取り組むべき課題
- ウ イの課題に対する毎年度の具体的な活動計画
- エ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法

⑤ 留意事項

- ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合には、前年度の活動計画の達成状況及び本事業にかかる経費の活用実績を検証すること。  
また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可保育所に移行することが困難であると認めた場合、またはやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には、速や

(5) 略

(6) 略

(7) 略

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 略

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。

かに本事業を中止すること。

イ 認可化移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。

ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないこと。

エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(7) 補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべき認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所や保育所以外の利便性の高い場所で一時保育、特定保育を実施する施設に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。

ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園

イ 保育所以外の場所で次の事業を実施する施設

a 本通知の別添1「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく一時保育促進事業

b 本通知の別添1「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく特定保育事業



(4) 略

(5) 略

5 (略)

(4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

- 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

5 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的

ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない親子を対象とするものとする。

(4) 実施要件

- ① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して月1回以上実施すること。
- ② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となる親子の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。
- ③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じて子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。
- ④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待される計画策定に配慮すること。
- ⑤ 本事業は、認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。
- ⑥ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) 留意事項

- ① 本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。
- ② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあつては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。

6 (略)

- (6) 事業の実施手続
  - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
  - ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
  - 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
    - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
    - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- 6 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
  - (1) 事業の目的
    - 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
  - (2) 実施主体
    - 実施主体は、市町村とする。
  - (3) 対象者
    - 本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。
  - (4) 実施要件
    - ① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
    - ② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。
  - (5) 事業の実施手続
    - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
    - ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
  - (6) 費用
    - 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
      - ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
      - ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添6)

### 保育環境改善等事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 対象事業  
本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業  
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育サービス提供施設設置促進事業  
保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。ただし、公立の保育所、保育所分園の改修等を行う事業は除く。

② 略

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業  
本通知の別添4「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) 略

4 (略)

(別添5)

### 保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的  
駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設を設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体  
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

3 対象事業  
本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業  
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育サービス提供施設設置促進事業  
保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。

② 認可化移行環境改善事業  
市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業  
本通知の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) 環境改善事業  
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所障害児受入促進事業  
既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

② 分園推進事業  
保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業  
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。
- (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。
- (3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施

5 (略)

6 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

7 (略)

別紙 (略)

設につき1回限りとする。

- (4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等)のみの場合は、本事業の対象としないこと。
- (5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。
- (6) 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業及び病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とすること。
- (7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。
- (8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

5 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

6 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業

7 補助金の返還

認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

別紙 (略)

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	1 一時預かり事業	一時預かり事業に必要な経費	1/3	保育対策等促進事業	1 一時・特定保育等事業	一時・特定保育等事業に必要な経費	1/3
	(1) 保育所型及び地域密着型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)				(1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)		
	1か所当たり年額 1,350,000円 (300人以上900人未満)				1か所当たり年額 270,000円 (25人以上300人未満)		
	2,430,000円 (900人以上1,500人未満)				810,000円 (300人以上600人未満)		
	3,510,000円 (1,500人以上2,100人未満)				1,350,000円 (600人以上900人未満)		
	4,590,000円 (2,100人以上2,700人未満)				1,890,000円 (900人以上1,200人未満)		
	5,670,000円 (2,700人以上3,300人未満)				2,430,000円 (1,200人以上1,500人未満)		
	6,750,000円 (3,300人以上3,900人未満)				2,970,000円 (1,500人以上1,800人未満)		
	7,830,000円 (3,900人以上)				3,510,000円 (1,800人以上2,100人未満)		
	※ 保育所型における経過措置分 270,000円 (25人以上300人未満)				4,050,000円 (2,100人以上2,400人未満)		
(2) 地域密着II型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)	4,590,000円 (2,400人以上2,700人未満)						
1か所当たり年額 1,215,000円 (300人以上900人未満)	5,130,000円 (2,700人以上)						

改正後

2,187,000 円  
(900 人以上 1,500 人未満)

3,159,000 円  
(1,500 人以上 2,100 人未満)

4,131,000 円  
(2,100 人以上 2,700 人未満)

5,103,000 円  
(2,700 人以上 3,300 人未満)

6,075,000 円  
(3,300 人以上 3,900 人未満)

7,047,000 円 (3,900 人以上)

※ (1)、(2) ともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること

改正前

(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額)

(2) 特定保育事業  
一時保育促進事業と同じ

※ (1)、(2) ともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること

(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1 か所当たり年額 9,000,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、4,500,000 円)

(4) 地域保育資源活用事業

① 休日保育分

ア 基本分  
1 か所当たり年額 200,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、100,000 円)

改正後				改正前			
					イ 加算分 利用児童1人当たり日額 2,000円		
					②時間外保育分 ア 基本分 1か所当たり年額 400,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、200,000円)		
					イ 加算分 利用児童1人当たり日額 2,000円		
					③病児・病後児保育分 ア 基本分 1か所当たり年額 400,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、200,000円)		
					イ 加算分 利用児童1人当たり日額 5,000円		
	2 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)	特定保育事業に必要な経費					
	1か所当たり年額 270,000円 (25人以上 300人未満)						
	810,000円 (300人以上 600人未満)						
	1,350,000円 (600人以上 900人未満)						
	1,890,000円 (900人以上 1,200人未満)						
	2,430,000円 (1,200人以上 1,500人未満)						
	2,970,000円 (1,500人以上 1,800人未満)						

改正後			改正前		
<p>3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)</p> <p>4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,130,000 円 (2,700 人以上)</p> <p>※1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること</p>					
<p>3 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業</p> <p>①認可保育所 基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下)</p> <p>1 か所当たり年額 1,176,000 円</p> <p>②認可保育所 加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 80,500 円 (210 人超 280 人未満)</p> <p>241,500 円 (280 人以上 350 人未満)</p> <p>402,500 円 (350 人以上 420 人未満)</p> <p>563,500 円 (420 人以上 490 人未満)</p> <p>724,500 円 (490 人以上 560 人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に必要な経費</p>		<p>2 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業</p> <p>①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下)</p> <p>1 か所当たり年額 630,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、315,000 円)</p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)</p> <p>189,000 円 (280 人以上 350 人未満)</p> <p>315,000 円 (350 人以上 420 人未満)</p> <p>441,000 円 (420 人以上 490 人未満)</p> <p>567,000 円 (490 人以上 560 人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に必要な経費</p>	



改正後

改正前

885,500 円  
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円  
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

③認可保育所以外 基本分  
(年間延べ利用児童数が 210 人以下)

1 か所当たり年額 630,000 円

④認可保育所以外 加算分  
(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額  
63,000 円  
(210 人超 280 人未満)

189,000 円  
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円  
(350 人以上 420 人未満)

693,000 円  
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円  
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円  
(840 人以上 910 人未満)

改正後

改正前

441,000 円  
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円  
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円  
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円  
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(2) 夜間保育推進事業

① 認可保育所 1 か所当たり年額  
2,460,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
保育所にあつては、1,230,000 円)

② 認可保育所以外 1 か所当たり年額  
1,500,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
施設にあつては、750,000 円)

(2) 夜間保育推進事業

1 か所当たり年額 1,500,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
保育所にあつては、750,000 円)

改正後

改正前

4 病児・病後児保育事業  
 ① 病児対応型  
 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)

1 か所当たり年額  
2,000,000 円  
 (50 人以上 200 人未満)

4,800,000 円  
 (200 人以上 400 人未満)

7,000,000 円  
 (400 人以上 600 人未満)

9,200,000 円  
 (600 人以上 800 人未満)

11,200,000 円  
 (800 人以上 1,000 人未満)

13,200,000 円  
 (1,000 人以上 1,200 人未満)

15,200,000 円  
 (1,200 人以上 1,400 人未満)

17,200,000 円  
 (1,400 人以上 1,600 人未満)

19,200,000 円  
 (1,600 人以上 1,800 人未満)

21,200,000 円  
 (1,800 人以上 2,000 人未満)

23,200,000 円 (2,000 人以上)

② 病後児対応型  
 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)

病児・病後児保育事業  
 に必要な経費

3 病児・病後児保育事業  
 ① 病児対応型

ア 4人定員  
 1か所当たり年額 8,480,000 円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設  
 にあつては、4,240,000 円)

イ 2人定員  
 1か所当たり年額 6,030,000 円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設  
 にあつては、3,010,000 円)

②病後児対応型  
 ア 4人定員  
 1か所当たり年額 6,790,000 円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設  
 にあつては、3,390,000 円)

病児・病後児保育事業  
 に必要な経費

改正後

改正前

1 か所当たり年額

1,750,000 円

(50 人以上 200 人未満)

4,200,000 円

(200 人以上 400 人未満)

6,200,000 円

(400 人以上 600 人未満)

8,200,000 円

(600 人以上 800 人未満)

10,000,000 円

(800 人以上 1,000 人未満)

11,800,000 円

(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,600,000 円

(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,400,000 円

(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,200,000 円

(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,000,000 円

(1,800 人以上 2,000 人未満)

20,800,000 円 (2,000 人以上)

③低所得者減免分加算

(①及び②に係るもの)

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000 円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500 円 × 年間延利用人員

(千円未満切り捨て)

イ 2 人定員

1 か所当たり年額 4,630,000 円

(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
施設にあっては、2,310,000 円)

改正後

④体調不良児対応型

1か所当たり年額 4,410,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、2,200,000円)

改正前

③体調不良児対応型

1か所当たり年額 4,410,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、2,200,000円)

④経過措置分

ア 病児対応型

a 4人定員 (旧A型病児加算)

1か所当たり年額 6,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、3,000,000円)

b 2人定員 (旧B型病児加算)

1か所当たり年額 4,000,000円

イ 病後児対応型

a 4人定員 (旧A型)

1か所当たり年額 5,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、2,500,000円)

b 2人定員 (旧B型)

1か所当たり年額 3,500,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、1,750,000円)

ウ 施設型 (旧C型)

1か所当たり年額 1,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、500,000円)

エ 派遣型一時保育

1か所当たり年額 1,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、500,000円)

改正後		改正前	
<p>5 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費</p> <p>1 か所当たり年額 <u>13,386,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>6,693,000 円</u>)</p> <p>②賃借料</p> <p>1 か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費</p> <p>児童 1 人当たり月額 <u>53,400 円</u></p> <p>②家庭的保育支援者経費</p> <p>ア 家庭的保育支援者 6 人以上に 対し配置する場合</p> <p>家庭的保育支援者 1 人当たり年額 <u>4,631,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の場合、<u>2,315,000 円</u>)</p> <p>イ 家庭的保育支援者 3～5 人に 対し配置する場合</p> <p>家庭的保育支援者 1 人当たり年額 <u>2,315,000 円</u></p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>	<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費</p> <p>1 か所当たり年額 <u>13,416,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>6,708,000 円</u>)</p> <p>②賃借料</p> <p>1 か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育事業</p> <p>ア 家庭的保育者経費</p> <p>児童 1 人当たり月額 <u>54,300 円</u></p> <p>イ 家庭的保育支援者経費</p> <p>家庭的保育支援者 1 人当たり年額 <u>4,698,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の場合、<u>2,349,000 円</u>)</p> <p>ウ 連携保育所経費</p> <p>a 基本分</p> <p>1 か所当たり年額 <u>600,000 円</u></p> <p>b 加算分</p> <p>基本分に加え家庭的保育者 1 人 につき次の年額単価を加算</p> <p><u>120,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の場合にあっては、a 及び b の単価のそれぞれ半額 (千円未満切り捨て))</p> <p>②家庭的保育者等研修事業</p> <p>1 か所当たり年額 <u>254,000 円</u></p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>

改正後

改正前

(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,157,000円)  
 ③連携保育所経費  
 ア 基本分  
     1か所当たり年額 600,000円  
 イ 加算分  
     基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算  
             110,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))

(3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)

d

(5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 937,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業  
 1市町村当たり年額 322,000円

5 保育環境改善等事業  
 (1) 基本改善事業  
     1事業当たり 7,000,000円  
 (2) 環境改善事業  
     1事業当たり 1,000,000円

保育環境改善等事業に必要な経費

(3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業  
 ①保育所分園  
     1か所当たり年額 1,200,000円  
     (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)

②一時・特定保育実施施設  
     1か所当たり年額 600,000円  
     (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)

(5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 1,000,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業  
 1市町村当たり年額 584,000円

5 保育環境改善等事業  
 (1) 基本改善事業  
     1事業当たり 7,000,000円  
 (2) 環境改善事業  
     1事業当たり 1,000,000円

保育環境改善等事業に必要な経費

## [母子保健課關係]





母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新(案)	旧
<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金)            平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。            ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業            イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業            ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業            エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p><u>オ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業</u>  <u>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金)            平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。            ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業            イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業            ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業            エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業  <u>オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業</u>  <u>(2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業</u>  <u>② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業</u>  <u>カ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

新(案)

旧

(4) 3の(4)の事業

ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(オの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。

(削除)

(交付額の下限)

5 (略)

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表1の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業

ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(カの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。

(5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業

ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 (略)

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1

二 平成20年7月1日以降 別表1-2

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表2

二 平成20年7月1日以降 別表2-2

新(案)	旧
<p>8 (1) ~ (9) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>8 (1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件のほか(1)から(4)及び(6)、(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(4)、(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 間接補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>イ 間接補助事業者が地方公共団体の場合においては、この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ウ 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合においては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p>

新(案)	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9～15 (略)</p>	<p>(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>9～15 (略)</p>

新(案)

旧

(削除)

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額ある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		30,000円以下	D1	10,800	1,080
		30,001～80,000	D2	16,200	1,620
		80,001～140,000	D3	22,400	2,240
		140,001～280,000	D4	34,800	3,480
		280,001～500,000	D5	49,400	4,940
		500,001～800,000	D6	65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940
6,270,001以上	D14	全額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円		
備考	(略)				

新(案)					旧						
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					別表1-2 徴収基準額表(養育医療給付事業)						
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C2	7,900	790			所得割の額のある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D1	10,800	1,080	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001～40,000	D2	16,200	1,620			15,001～40,000	D2	16,200	1,620
		40,001～70,000	D3	22,400	2,240			40,001～70,000	D3	22,400	2,240
		70,001～183,000	D4	34,800	3,480			70,001～183,000	D4	34,800	3,480
		183,001～403,000	D5	49,400	4,940			183,001～403,000	D5	49,400	4,940
		403,001～703,000	D6	65,000	6,500			403,001～703,000	D6	65,000	6,500
		703,001～1,078,000	D7	82,400	8,240			703,001～1,078,000	D7	82,400	8,240
		1,078,001～1,632,000	D8	102,000	10,200			1,078,001～1,632,000	D8	102,000	10,200
		1,632,001～2,303,000	D9	123,400	12,340			1,632,001～2,303,000	D9	123,400	12,340
		2,303,001～3,117,000	D10	147,000	14,700			2,303,001～3,117,000	D10	147,000	14,700
		3,117,001～4,173,000	D11	172,500	17,250			3,117,001～4,173,000	D11	172,500	17,250
		4,173,001～5,334,000	D12	199,900	19,990			4,173,001～5,334,000	D12	199,900	19,990
		5,334,001～6,674,000	D13	229,400	22,940			5,334,001～6,674,000	D13	229,400	22,940
		6,674,001以上	D14	全額				6,674,001以上	D14	全額	
				左の徴収基準月額のみ ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円					左の徴収基準月額のみ ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円		
備考	(略)				備考	(略)					

新(案)

旧

(削除)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	450
		所得割の額ある世帯	C2	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 4,800円以下	D1	690
		4,801～ 9,600	D2	760
		9,601～ 16,800	D3	850
		16,801～ 24,000	D4	940
		24,001～ 32,400	D5	1,100
		32,401～ 42,000	D6	1,250
		42,001～ 92,400	D7	1,620
		92,401～ 120,000	D8	1,870
		120,001～ 156,000	D9	2,310
		156,001～ 198,000	D10	2,750
		198,001～ 287,500	D11	3,570
		287,501～ 397,000	D12	4,400
		397,001～ 929,400	D13	5,230
		929,401～1,500,000	D14	8,070
		1,500,001～2,260,000	D15	8,500
		2,260,001～3,000,000	D16	10,290
		3,000,001～3,960,000	D17	12,250
		3,960,001以上	D18	14,380
			D19	全額
備考	(略)			



新(案)					旧						
別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)					別表2-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)						
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450
		所得割の額のある世帯	C2	5,800	580			所得割の額のある世帯	C2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D1	6,900	690	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D1	6,900	690
		2,401～4,800	D2	7,600	760			2,401～4,800	D2	7,600	760
		4,801～8,400	D3	8,500	850			4,801～8,400	D3	8,500	850
		8,401～12,000	D4	9,400	940			8,401～12,000	D4	9,400	940
		12,001～16,200	D5	11,000	1,100			12,001～16,200	D5	11,000	1,100
		16,201～21,000	D6	12,500	1,250			16,201～21,000	D6	12,500	1,250
		21,001～46,200	D7	16,200	1,620			21,001～46,200	D7	16,200	1,620
		46,201～60,000	D8	18,700	1,870			46,201～60,000	D8	18,700	1,870
		60,001～78,000	D9	23,100	2,310			60,001～78,000	D9	23,100	2,310
		78,001～100,500	D10	27,500	2,750			78,001～100,500	D10	27,500	2,750
		100,501～190,000	D11	35,700	3,570			100,501～190,000	D11	35,700	3,570
		190,001～299,500	D12	44,000	4,400			190,001～299,500	D12	44,000	4,400
		299,501～831,900	D13	52,300	5,230			299,501～831,900	D13	52,300	5,230
		831,901～1,467,000	D14	80,700	8,070			831,901～1,467,000	D14	80,700	8,070
		1,467,001～1,632,000	D15	85,000	8,500			1,467,001～1,632,000	D15	85,000	8,500
		1,632,001～2,302,900	D16	102,900	10,290			1,632,001～2,302,900	D16	102,900	10,290
		2,302,901～3,117,000	D17	122,500	12,250			2,302,901～3,117,000	D17	122,500	12,250
		3,117,001～4,173,000	D18	143,800	14,380			3,117,001～4,173,000	D18	143,800	14,380
		4,173,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額 の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円			4,173,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額 の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	(略)				備考	(略)					

新(案)

旧

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童 日用品費 等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健 衛生費補 助金	子どもの心 の診療拠点 病院推進事 業	(略)	(略)	(略)
	療育指導事 業	(略)	(略)	(略)
	生涯を通じ た女性の健 康支援事業	(略)	(略)	(略)
	特定不妊治 療費助成事 業	(略)	(略)	(略)
		(削除)		

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童 日用品費 等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保 健費補 助金	子どもの心 の診療拠点 病院推進事 業	(略)	(略)	(略)
	療育指導事 業	(略)	(略)	(略)
	生涯を通じ た女性の健 康支	(略)	(略)	(略)
	特定不妊 治療費助 成事業	(略)	(略)	(略)
	周産期医療 対策事業	次により算出された額の合計額 1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事 業 1,630,000円 6 NICU入院児支援事業 5,536,000円	周産期医療対策事業 に必要な報酬、給料、 賃金、報償費、職員手 当等、共済費、旅費、 需用費(消耗品費、食 糧費、印刷製本費)、 役務費(通信運搬費、 広告料)、委託料、使 用料及び賃借料、機器 据付料、備品購入費	3分の1

新(案)

旧

(削除)			
------	--	--	--

健やかな妊娠・出産等サポート事業	次に算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 4,300,000円以内  2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 9,500,000円以内	健やかな妊娠・出産等サポート事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
------------------	--	--	-----

妊産婦ケアセンター運営事業	1 施設あたり、次により算出された額 利用者の宿泊定員10人以上 42,000千円 ※定員が10人未満の場合は、定員1人当たり4,000千円を減額する。 ※最低定員は5人とする。 ※事業期間が1年に満たない場合は、 42,000千円×事業月数/12とする。	妊産婦ケアセンター事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
---------------	--	--	------

総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター1か所につき、次により算出された額  MFICU 12床以上の運営の場合 69,499,000円  ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,791,000円を減額する。  ※事業期間が1年に満たない場合は、 69,499,000円×事業月数/12とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消費費	3分の1
-------------------	--	---	------

健やかな妊娠・出産等サポート事業	次に算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 5,000,000円以内  2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 10,000,000円以内	健やかな妊娠・出産等サポート事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
------------------	---	--	-----

新(案)

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

		都道府県(政令市、特別区)名		
区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
		円	円	
母子保健衛生費負担金	養育医療費			
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小 計			
	合 計			

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

旧

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

		都道府県(政令市、特別区)名		
区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
		円	円	
母子保健衛生費負担金	養育医療費			
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	围産期医療対策事業			
	総合围産期母子医療センター運営事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	小 計			
	合 計			

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

種 目		都道府県（政令市・特別区）名						
		対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	都道府県 補助額 ⑤ 円	国庫補助 基本額 ⑥ 円	要国庫補助額 ⑦ 円 (⑥×補助率)
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業								
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
健やかな妊娠・出産等サポート事業								
妊産婦ケアセンター運営事業								
合 計								

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4（交付額の算定方法）(4)に掲げる事業  
 ・③と④とを比較して少ない方の額。  
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑤と同額とする。

---

種 目		都道府県（政令市・特別区）名						
		対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	都道府県 補助額 ⑤ 円	国庫補助 基本額 ⑥ 円	要国庫補助額 ⑦ 円 (⑥×補助率)
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業								
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
周産期医療対策事業								
総合周産期母子医療 センター運営事業	直接補助							
	間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業								
合 計								

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4（交付額の算定方法）(1)及び(2)に掲げる事業  
 ・③と④とを比較して少ない方の額。  
 ・交付要綱4（交付額の算定方法）(3)に掲げる事業  
 ・③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。  
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑥と同額とする。

新(案)

旧

様式3 国庫補助金所要額調

様式3 国庫補助金所要額調

様式3 国庫補助金精算額調

新(案)

都道府県(政令市・特別区)名

種 目	対象経費の	寄付金その	差引額	基準額	国庫補助	国庫補助額
	支出予定額	他の収入額			基本額	(5)×補助率
	①	②	(1)-(2) ③	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
健やかな妊娠・出産等サポート事業						
妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計						

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業  
 ・③と④とを比較して少ない方の額。  
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式3 国庫補助金精算額調

旧

都道府県(政令市・特別区)名

種 目	対象経費の	寄付金その	差引額	基準額	都道府県	国庫補助	国庫補助額
	支出予定額	他の収入額			補助額	基本額	(6)×補助率
	①	②	(1)-(2) ③	④	⑤	⑥	⑦
	円	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業							
療育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療 直接補助							
センター運営事業 間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業							
合 計							

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。  
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)及び(2)に掲げる事業  
 ・③と④とを比較して少ない方の額。  
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業  
 ・③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。  
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑥と同額とする。

新(案)	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第※号 平成21年※月※日</p> <p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p>都道府県知事 各 政令市市長 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日雇児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日雇児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日雇児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する</p>

新(案)	旧
<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県の長(以下「都道府県知事等」という。)は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添3 「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会(以下「学会」という。)が定めた以下の会告等が参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体外受精・胚移植に関する見解(平成18年4月)</li> <li>・顕微授精に関する見解(平成18年4月)</li> <li>・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解(平成20年4月)</li> </ul> <p>また、指定に当たっては域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>② 指定を行った医療機関についても、3年程度を用途に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取り消しを行うことができるものとする。</p> <p>③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することが求められる。</p> <p>④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。</p> <p>(6)～(12) (略)</p>	<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県の長(以下「都道府県知事等」という。)は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添3 「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会(以下「学会」という。)が定めた以下の会告等が参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体外受精・胚移植に関する見解(平成18年4月)</li> <li>・顕微授精に関する見解(平成18年4月)</li> <li>・「多胎妊娠」に関する見解(平成8年2月)</li> </ul> <p>また、指定に当たっては域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>③ 指定を行った医療機関についても、3年程度を用途に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取り消しを行うことができるものとする。</p> <p>③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することが求められる。</p> <p>④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。</p> <p>(6)～(12) (略)</p>



新(案)

旧

(削除)

5 健やかな妊娠・出産等サポート事業について  
(略)

5 周産期医療対策事業について

- (1) 目的 (略)
- (2) 実施主体 (略)
- (3) 事業内容

- ① 周産期医療協議会の設置 (略)
- ② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略)
- ③ 周産期医療関係者研修事業 (略)
- ④ 周産期医療調査・研究事業 (略)
- ⑤ NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室(以下、「NICU」という。)及びNICUに併設された回復期治療室(以下、「GCU」という。)に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU入院児支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を配置する。

イ コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

- (7) 必須の業務
  - a NICU及びGCUの長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先(他医療機関、福祉施設、在宅等)との連携・調整
- (1) 必ずしも全てを行う必要は無いが、地域の実情に応じて、他職種とも連携しながら実施すること
  - a 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携
  - b 家族への包括的なケアの提供
  - c 在宅生活等への移行に伴う医療的・福祉的環境整備

(4) 周産期医療システム整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療システムの整備に当たっては、別添7「周産期医療システム整備指針」に基づき、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で行うものとする。

6 健やかな妊娠・出産等サポート事業について  
(略)

## 6 妊産婦ケアセンター運営事業について

## (1) 事業目的

産前産後の妊産婦は、社会心理的問題（核家族化、経済的不安や子の病気等）などによる様々なストレスの増大などにより、産後においてうつ病を発症するなど母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっていることから、入院を要しない程度の体調不良の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供することにより、妊産婦の安心・安全なお産体制の確保を図ることを目的とする。

## (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる医療法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人などに委託等することができるものとする。

## (3) 事業の対象者

本事業を利用することのできる者は、出産前後の妊産婦及びその子（以下「利用者」という。）であり、家族等から十分な産前産後の家事、育児などの援助が受けられないもので、かつ、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

ただし、病院等への入院加療を要する者は除く。

ア 母に体調不良または育児不安等がある者。

イ 安定的な養育が困難である者。

ウ その他特に支援が必要と認められる者。

## (4) 事業内容

ショートステイ（デイケアを含む。）事業

原則として、一週間程度（利用者の日帰りを目的としたデイケア事業にあつては、14日間程度（ショートステイ事業の利用期間を除く。））利用者を宿泊又は日帰りで施設を利用させ、母体ケア、乳児ケアを実施するとともに、育児に関する指導、カウンセリング等を実施する。

## (5) 事業の実施担当者

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる担当者を配置し行うものとする。

① 助産師、保健師又は看護師（24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が勤務していること。）

母体ケア、乳児ケア、母乳育児の支援及び育児指導、相談を行う。

② 医師及び心理指導を担当する者

本事業を担当する助産師、保健師又は看護師と提携し、必要に応じて助言・カウンセリング等を行う。

なお、医師及び心理指導を担当する者については、嘱託とすることができるものとする。

③ 調理員

食事を提供するため、調理員を置くこととする。

ただし、調理業務の全部を委託する場合にあつては、調理員を置かないことができるものとする。

④ その他

上記①から③以外に本事業を実施する上で必要な事務員等を置くことができる。

新(案)

旧

(6) 事業の実施場所

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、次に掲げる設備を設けることとする。

ただし、他の施設において共有することができる設備(本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。)がある場合は、この限りでない。

- ① 利用者の居室
- ② 食堂
- ③ カウンセリング室
- ④ 乳児保育室
- ⑤ 体操等を行う多目的室
- ⑥ その他必要な整備

(7) 利用料

本事業の実施に当たって、利用者から利用料を徴収するものとする。

ただし、その場合において、利用者の所得に十分配慮しなければならない。

(8) その他

妊産婦ケアセンターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、利用者の要望を取り入れるなど必要に応じて、利用方法等の見直しを図るとともに、積極的な広報活動を行うこととする。また、医療機関等の関係機関に対しても同センターについて周知を図り、連携をとるものとする。

第3 国の助成 (略)

第4 事業計画 (略)

別添1～6 (略)

(削除)

第3 国の助成 (略)

第4 事業計画 (略)

別添1～6 (略)

別添7

周産期医療システム整備指針

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略                      第4 実施方法                      1～7 略                      8 一部負担額</p> <p>(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額がそれぞれ別表1に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。</p> <p>① 入院                      同一の医療機関ごとに、1か月につき、別表1の「入院」欄に定める額を限度とする額。</p> <p>② 入院以外                      同一の医療機関ごとに、1か月につき、別表1の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。</p> <p>(2) 及び (3) 略                      9 及び 10 略                      第5～第11 略                      別紙様式例1、別紙1及び別紙様式例2 略</p>	<p style="text-align: center;">小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略                      第4 実施方法                      1～7 略                      8 一部負担額</p> <p>(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額がそれぞれ別表1-1又は別表1-2に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。</p> <p>① 入院                      同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「入院」欄に定める額を限度とする額。                      一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1-1                      二 平成20年7月1日から 別表1-2</p> <p>② 入院以外                      同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。                      一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1-1                      二 平成20年7月1日から 別表1-2</p> <p>(2) 及び (3) 略                      9 及び 10 略                      第5～第11 略                      別紙様式例1、別紙1及び別紙様式例2 略</p>

新

旧

(別表1-1)

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階 層 区 分	自己負担限度額	
	入 院	外 来
生活保護法の被保護世帯及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に關す る法律による支援給付受給世帯	0	0
生計中心者の市町村民税が非課税 の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課 税の場合	2, 2 0 0	1, 1 0 0
生計中心者の前年の所得税課税年 額が10,000円以下の場合	3, 4 0 0	1, 7 0 0
生計中心者の前年の所得税課税年 額が10,001円以上30,000円以下の 場合	4, 2 0 0	2, 1 0 0
生計中心者の前年の所得税課税年 額が30,001円以上80,000円以下の 場合	5, 5 0 0	2, 7 5 0
生計中心者の前年の所得税課税年 額が80,001円以上140,000円以下 の場合	9, 3 0 0	4, 6 5 0
生計中心者の前年の所得税課税年 額が140,001円以上の場合	1 1, 5 0 0	5, 7 5 0

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の

新	旧																
	<p>6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。</p> <p>2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p>																
<p>(別表1) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	自己負担限度額		入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	<p>(別表1-2) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	自己負担限度額		入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
階層区分		自己負担限度額															
	入院	外来															
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0															
階層区分	自己負担限度額																
	入院	外来															
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0															

新			旧		
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 200	1, 100	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 200	1, 100
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3, 400	1, 700	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3, 400	1, 700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4, 200	2, 100	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4, 200	2, 100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5, 500	2, 750	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5, 500	2, 750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9, 300	4, 650	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9, 300	4, 650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11, 500	5, 750	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11, 500	5, 750

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。  
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項  
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項  
(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。  
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項  
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項  
(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附

新	旧
<p>則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別紙様式例 3 略  別紙様式例 4 略  別表 2 略  別紙 2 略</p>	<p>則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別紙様式例 3 略  別紙様式例 4 略  別表 2 略  別紙 2 略</p>



